

「次世代・女性のエンパワメントと人間の安全保障」 どうあるべきか(概要)

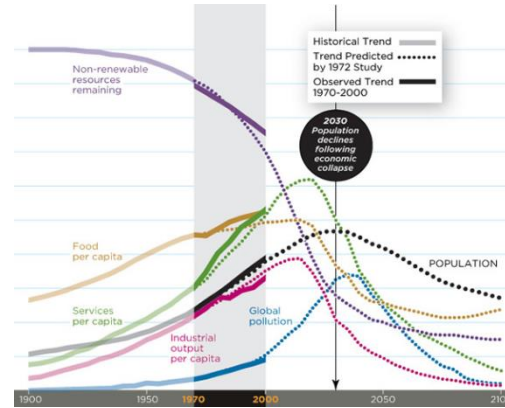
基本的な考え方

SDGsの基本

誰一人取り
残さずに

貧困をなくす、不平等を是正
持続可能な社会・経済・環境へ

持続可能な社会・経済・環境を
次世代に引き継ぐこと



次世代・未来世代の最大の懸念：この地球は自分の世代まで持つのか

本来大事なこと

「地球1個分の人類社会」の実現。科学技術イノベーション(STI)はその手段の一つ。

多世代共創

- ◆ 少子高齢化⇒「世代間対立」の煽り多発
 - 過去世代・未来世代を含む「多世代共創」の理念をベースにした公的リソース配分政策が必要
- ◆ 中長期目線での政策形成・導入を可能にするメカニズムが必要

当事者主権

- ◆ 次世代・女性・人間の安全保障にかかわる政策立案・実施・評価に必ず当事者の参加を
 - 特に若者・子どもは政策に関わる機会が少ない。
 - 「若者・子ども」の特別な場を持つだけでなく、一般の場での発言権確保も大事。

誰も取り残さない

- ◆ 外国にルーツを持つ子どもたちの学習権保障
- ◆ ジェンダーのみならずSOGI(性的指向・性自認)に関わる反差別・権利確立の立法を
- ◆ 若者について：「できる若者」だけでなく、多様な層の声を聴く

SDGs達成の施策において貧困の解消・不平等の是正を主流化することが前提

女性・次世代に関わる国際協力 政策・実施・評価に市民社会との連携を

多国間の 開発協力・政策

- ◆ 日本の国際場裡での活躍：日本には
できることがある
 - UHC・国際保健でのリーダーシッ
プ：女性・若者・教育などについ
ても同様の陣形が必要。（例）
「国際教育政策室」など教育に関
わる政策部署の設置など
 - GPeVAC（子どもに対する暴力撤廃
地球規模パートナーシップ）パス
ファインダー国就任を高評価
 - 紛争下の子どもの教育の重要性、
学校保護宣言（学校の安全確保）
 - 科学技術イノベーションと教育・
雇用・包摂＝国際協力にも重要
- ◆ 政策面での市民社会との連携強化
 - ソフトパワーとしての市民社会の
重要性：財政・機会・能力向上支
援の必要性
 - 市民社会の政策提言活動を支援す
る民間財団の育成（米国を参照）

二国間の 開発協力・政策

- ◆ 二国間援助における「人間の安全保
障」案件の再主流化
 - 国際保健も、多国間の政策面ではブ
レゼンスを発揮しているが、二国間
援助の案件では後退：経済成長に関
わる案件が主流化
 - 経済成長案件でも女性・次世代のエン
パワメントの主流化が必要。また、「ビ
ジネスと人権」の視点の主流化が必要
 - CSR/CSV支援、NGOの取り組みとの
連携強化の視点が必要
- ◆ 「人間の安全保障」ベースの開発協
力での市民社会の主流化
 - 女性・次世代に関わる二国間開発協
力におけるNGO連携無償、能力向上
のためのNGO活動環境整備支援事業、
草の根技術協力の強化・主流化
（NGOによるODA実施率を5%程度
に引き上げ）

SDGsボトムアップ・アクションプラン2018 (第1次提出分最終版・2018年5月30日SDGs推進円卓会議用)



(一社)SDGs市民社会ネットワーク
東京都台東区東上野1-20-6丸幸ビル3F
電話:03-3834-6902 E-mail: office@sdgs-japan.net

市民社会のSDGsボトムアップ・アクションプランの全体像 =政府のアクションプランを補完しつつ、SDGsの基盤と革新性を強化=

政府SDGs推進本部の「日本の『SDGsモデル』」の方向性(三本柱)

科学技術イノベーションとSDGs (Society 5.0)

地方創生(先進的モデル自治 体の支援と横展開)

次世代・女性のエンパワーメン トと人間の安全保障

科学技術イノベーションで生じる 社会・経済・法・倫理課題の克服

- ◆ **雇用**:「教育・雇用・包摂」の取り組み、NPO/NGO、公益法人、協同組合が主体の職場作り
- ◆ **人間疎外の克服**:地域のNPO活動の活性化、社会貢献促進による生きがいの創出
- ◆ **地球規模の格差是正**:地球規模の連帯税や社会保障の構想と政策提言、「Society 5.0」時代の新たな労使関係の構想と実践、グローバル企業の社会的責任の確保

地域の資源を活用したボトム アップ型の地域活性化

- ◆ **地方自治体と連携したボトムアップ型の地域活性化**:NPO、自治体と地縁型コミュニティ組織、協同組合、労働組合、中小企業同友会などの連携による推進プラットフォーム形成
- ◆ **適正技術を活用した中山間地域の課題への取り組み**
- ◆ **外国人・外国にルーツを持つ人々との共生社会の形成**:外国人労働者を含め多様な担い手が協働する共生社会づくり

人権ベースの「誰一人取り残さない」日本・地球社会の実現

- ◆ **貧困・格差**:政策総動員による相対的貧困率半減
- ◆ **ジェンダー・SOGI**:ジェンダーに関わる暴力を含むあらゆる性差別を許さない取り組み、クオータ制を含むジェンダー平等実現への取り組み、性的指向・性自認に関する反差別法制と同性間パートナーシップの法的保護の導入
- ◆ **国際協力**:「誰一人取り残さない」世界実現のための開発協力とNGOの主流化

「ボトムアップ・アクション・プラン」の三本柱:政府の「SDGsモデル」への取り組みを ボトムアップで支え、基盤と革新性を強化する取り組み

①全ての人の人権が尊重される、誰一人取り残さない社会

②ジェンダー平等が実現された社会

③すべての世代のすべての人の健康と福利の実現

④つづく経済・社会・地域の実現

⑤災害の防止と被害の軽減、生活に必要なインフラの確保

⑥省エネ強化、再生可能エネルギーへの転換・気候変動への取組・循環型社会の実現

⑦生物多様性・森林・海洋等の環境の保全

⑧平和・参加型民主主義、透明性と責任・司法アクセス

⑨あらゆる人・セクターのパートナーシップによるSDGs達成

政府の8つの優先課題に対応する市民社会の優先課題

「誰一人取り残さない」SDGsを実現する SDGs政策形成・実施・評価体制

検討事項

誰一人取
り残さずに

貧困をなくす

持続可能な社会・経済・環境に
移行する

普遍性

統合性

参画型

包摂性

透明性と説明責任

SDGs達成

参画

スピード

熟議

(課題)参画・熟議・スピードをトレードオフにせずに、
SDGsをみんなで達成するための実施体制をどう作るか

実施体制
緊急
三提言

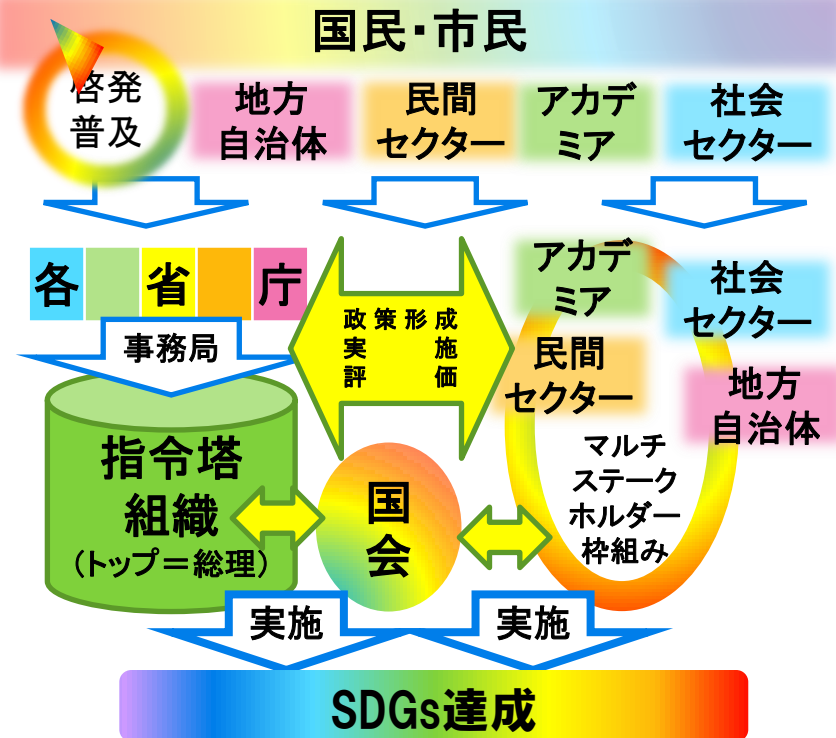
円卓会議の最大活用:実施指針、行動計画等は必ず円卓会
議で検討。分科会設置、政策立案段階からのマルチステーク
ホルダー参画の保障を。

実施本部の強化:SDGsの進展に伴う国内施策の強化を踏まえ、
官邸・官房・外務省・主要省庁の連携した対応を。

施策の見直し:貧困・格差関連施策の重点化、既存施策を
SDGsの視点から見直し、SDGs要素の主流化を。

中長期の展望

「持続可能な社会」基本法





SDGs達成

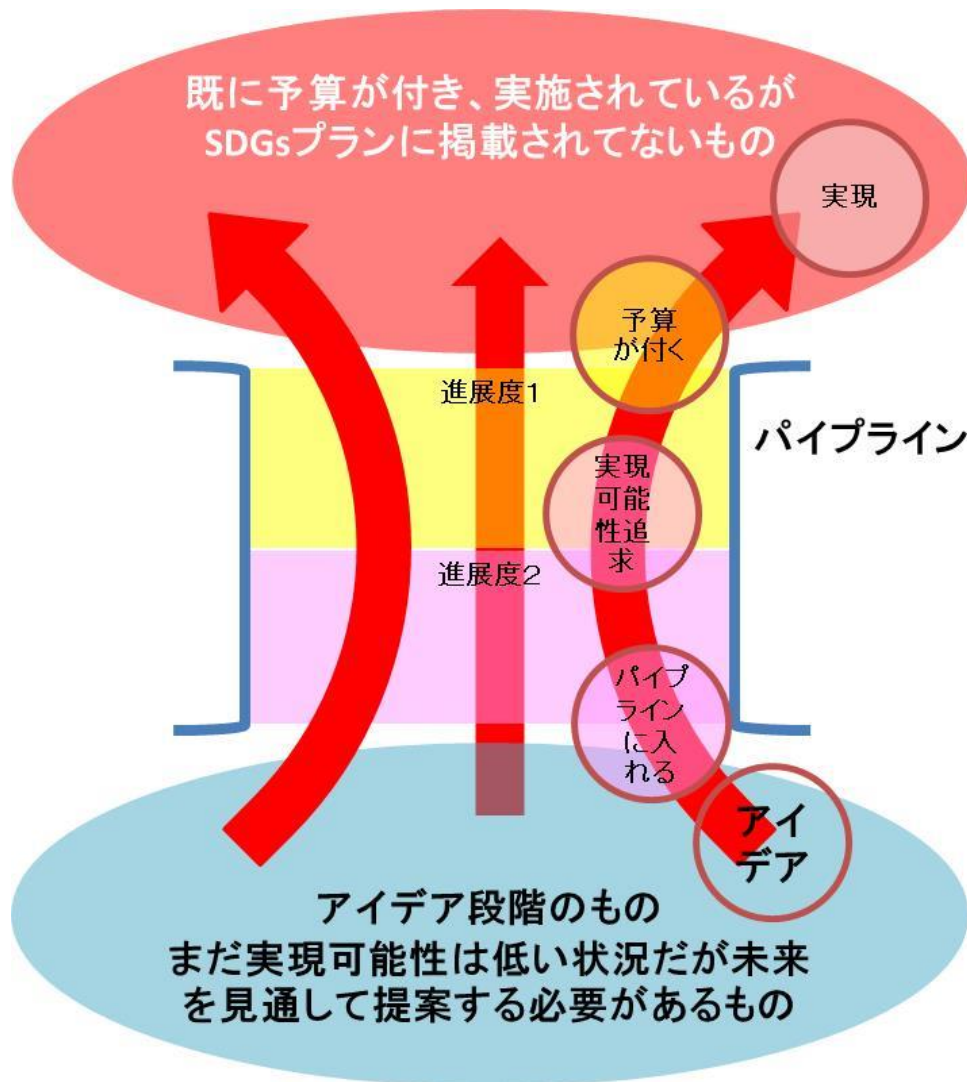
SDGsボトムアップ・アクションプランの政策提案の進展の段階イメージと「優先課題」の表の見方

★SDGs日本の各分野別ユニットから出された政策提案を、その成熟度・実現可能性によって4段階に分類。

★本提案は未完成。
★今後も関係するNPO/NGOやアカデミアなどから政策の現状や提案を募集し、適宜反映させて、2019年のHLPF、指針改定に向けて総合的に整理。

 主として国内対策

 主として国際対策



プランへの掲載イメージ

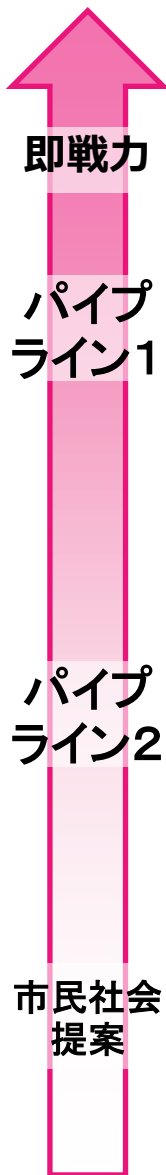
即戦力
すでに実施されており、アクションプランに直接入れるべき事業

パイプライン1
あと一歩で実現し、SDGs実践例として高く評価される事業

パイプライン2
市民社会が推し、担当省庁も必要性を認識し推進しつつある事業

市民社会提案
SDGs達成につながるものとして市民から推しているが政府として未検討の事業

優先課題 1. 全ての人の人権が尊重される、誰一人取り残さない社会 (政府優先課題) 1. あらゆる人々の活躍の推進



給付型奨学金：創設はされたものの予算規模と対象人数は不十分である。

開発協力での「平和と成長のための学びの戦略」の推進：「人間の安全保障」の考え方に則り、すべての人に質の高い教育を保証することを目指す日本政府の教育分野 ODA 政策である同戦略をアクションプランに掲載すべき。また、同じ目的を共有する「教育のためのグローバルパートナーシップ」(GPE) への日本の拠出を拡大すべき。

SDGs の推進と障害者権利条約の履行：SDGs の推進において、障害者が取り残されないために、政府の「障害者基本計画」の内容に即した形で、SDGs の実施計画を立てる必要がある。

給食の無償化等：自治体によってかわるが 100 以上の基礎自治体において給食の無償化が進んでいる

給付型奨学金の充実：高校生・大学生等の給付の対象とする幅を広く設ける。既存の日本学生支援機構等のシステムの奨学金は、生活保護世帯など非常に限られているうえ、月 2 万円～4 万円程度でしかない。また貸与型奨学金については、奨学金破産の連鎖を止めるための対応を行う。

生活保護世帯の子どもの大学進学：制度上認められていないため、進学率は一般世帯の半分以下である。(一般世帯は約 54%だが生活保護世帯の子どものみは約 19%)。今国会の改正法案において一部金銭的な援助をすることを予定している。

低所得世帯への塾代支援等：低所得者や生活保護世帯向けの塾代支援などの枠組みは自治体ごとに取り組んでいるところもあるもの(大阪など)の、全国的なものにはなっていない。

教育の無償化(大学無償化)：政権与党の政権公約の一つであるが、まだ実現にはいたっていない。

義務教育完全無償化を視野に据えた修学支援の拡充：義務教育でも、公立小中学校の学校教育費、給食費など修学にかかる費用の多くを家庭が負担。すべての子供たちが公平に教育の機会を得られるよう、義務教育の完全無償化を視野に入れながら、就学支援を拡充していくことが必要。

子どもの貧困削減のための生活・経済的支援等の強化：「子どもの貧困対策推進法」および同大綱の通り、子どもの貧困削減には教育支援のみならず生活・保護者の就労・経済的支援等の包括的施策が必要。経済的支援に関しては、ひとり親家庭や生活保護家庭に限定。経済的に困難な状況下にあるより多くの子供たちに対象を広げ、内容も強化すべき。

開発協力での社会的脆弱層支援の主流化：二国間・多国間の開発援助で、LGBT など十分な人権状況を享受できていないコミュニティに対するエンパワメント、各国における人権状況改善や、その見地からの法整備支援、社会的認知の支援など。NGO 連携無償・草の根技術協力でもこの分野への支援を重点化すべき。

SDGs 推進における社会的脆弱層の参画の強化：これまでの円卓会議での検討に加え、女性・LGBTQ、子供、障害者、外国人等、様々な脆弱な立場に置かれた人々を含む、ステークホルダー会合を持ち、その議論を SDGs 推進の政策面で主流化する。

生活保護の捕捉率をあげる：212 万人が利用している「公的扶助」だが、捕捉率が 3 割程度と言われ、また基準額の減額が続いている。

包括的な差別禁止法の制定：一般的な差別撤廃法が存在しない状況は、平等を定めたゴール 10 や公正に関わるゴール 16 に照らして改善必要。

外国人労働者をめぐる政策の抜本的な見直し、人権に配慮した入管政策・多文化共生社会への転換：少子高齢化による地域の持続可能性の問題や、外国人労働者の人権・労働権の侵害、保健アクセスの不十分さなどの問題の解決をはかり、入管政策を抜本的に改め、多文化共生社会に向けて舵を切る。

優先課題 2 : ジェンダー・性的指向・性自認などに関わる平等が実現された社会 (政府優先課題) 1. あらゆる人々の活躍の推進

即戦力

パイプライン1

パイプライン2

市民社会提案

地方自治体ですでに実施されている、地域の女性活躍に関する施策の評価を、地域の女性自身が行うための環境整備：女性活躍推進法に基づいて展開されている施策の認知度が低い。当事者の視点からの「女性活躍」の施策の評価や提案を行い、地域の政策におけるジェンダー主流化の実現を目指す。

「第4次男女共同参画基本計画を確実に実施する：現状では達成が危ぶまれており、達成のための実効性のある方策を早急に立案・実施する。

民法改正による女性の結婚年齢の引き上げ：結婚ができて年齢が男性18歳、女性16歳とされているのを18歳に統一し、ジェンダー差別的な法規定を解消する。

「女性の活躍推進のための開発戦略」のSDGs政策への位置付け：日本のODAによる女子教育と女性のエンパワメントの支援強化を示した同戦略を日本のSDGsの推進の戦略として位置づけ、女性にやさしいインフラ整備や女子教育支援、防災分野など女性の指導的役割への参画推進を通じた女性の活躍と質の高い成長に向けた支援強化

「女性・平和・安全保障に係る行動計画」をSDGs推進に位置付け、具体的な実施を強化する：国連安保理決議第1325号に基づき策定された同分野における日本政府の行動計画をSDGs推進に位置付け、具体的な実施を強化する。

国際女性会議(WAW)を通じた女性の活躍推進：「女性が輝く社会」を国内外で実現するための取組の一環として開催されている国際会議であるWAW!をSDGs推進の文脈でも位置づける。

あらゆる分野におけるジェンダー視点の主流化：日本の「SDGs実施指針」において、ジェンダー主流化に必要な取り組みを明記する。例えば、保健分野におけるSRHRの推進、「成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション」の一分野である、「農山漁村の振興」に、女性の決定参画や資源へのアクセスの促進を明記する

伊勢志摩サミットで採択された「女性の能力開花のためのG7行動指針」の確実な実施：特に、女性の労働参加、教育及び職業におけるジェンダー格差と固定観念の撤廃、女性及び女児の健康のための教育及び啓発プログラムの改善が必要（保育所整備、フリーランスを含めた産休育休の拡充、包括的性教育の実施など）

女性差別撤廃条約選択議定書の批准：国内救済されない場合の個人通報制度が可能になる

女性差別撤廃条約の積極的遵守、特に差別撤廃委員会からの最終見解の実現：女性の再婚禁止期間の撤廃、選択的夫婦別姓制度の導入など

性的指向・性自認(SOGI)に関わる差別を禁止する法律の制定：LGBTへの暴力や差別を法的に禁止する。企業、学校、地域、家庭における差別をなくす環境整備と啓発の体制を作る。

「女性活躍」に関わる政策を、よりジェンダー主流化・人権ベースの形に改める：女性の「経済的エンパワメント」のみならず、女性に対する暴力の防止、政治的・経済的・社会的なジェンダー平等の実現を目指す形で、日本のジェンダー政策を再編。

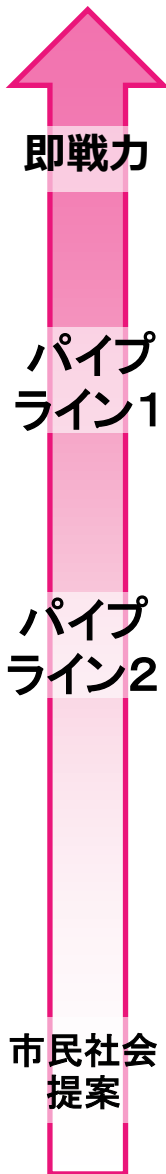
開発協力での女性に関する課題の強化：(例)農業セクターにおける小農、特に女性の農業従事者へのエンパワメント、技術の提供、協同組合の組織化、マイクロクレジット等の支援など

刑法における墮胎罪の撤廃：女性の自己決定権が認められず、しかも、妊娠させた男性には処罰がない差別的な制度を撤廃する。

同性間パートナーシップの法的保護：社会保障へのアクセス、後見、葬祭、相続等、同性間のパートナーの法的な権利を保護する制度を確立する。同性婚の制度化も視野に入れる。

人権教育におけるジェンダー平等・多様性、女子のエンパワメントを強化する

優先課題 3. 全ての世代のすべての人の健康と福利の実現 (政府優先課題) 2. 健康・長寿の推進



スポーツコミュニティの推進をマルチステークホルダーで取り組む：現行の TOTO くじを財源とした、総合型スポーツクラブの推進を、健康・コミュニティ形成・スポーツをしっかり結び付けて行う。

質の高いプライマリー・ヘルス・ケアを核とした UHC の推進：とりわけ女性活躍におけるセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツの推進を行う。

「だれも取り残さない UHC」実現のための支援：日本 NGO による実施＝NGO 連携無償、草の根技術協力で UHC・保健課題を重点化。現地 NGO による実施＝草の根・人間の安全保障無償で保健案件を重点化、コミュニティ UHC 促進イニシアティブ形成

オールジャパンでのマラリア排除達成：アジア・太平洋地域のマラリア対策・排除にかかる過去・既存の日本の ODA「の経験・成果や日本企業・大学・研究機関による新技術開発及びその技術を使った製品等の普及、排除に向けた「誰一人も取り残さない」ための日本の NGO による支援促進、メコン等 UN 日本人職員との連携強化

日本での外国人医療の促進：現在、一部の自治体で行っている「未払医療補填制度」について、全国レベルでの政策を策定し、普及させる。

中所得国における HIV の「対策の鍵となる人口層」(キー・ポピュレーション) 対策支援。グローバルファンドからの「移行」と協調し、NGO が鍵となって日本 NGO は NGO 連携無償、現地 NGO は草の根無償で実施促進。

アジア太平洋地域の結核候選延国での結核対策支援の強化：グローバルファンドからの「移行」に協調し、結核対策システムの強化を中心に、日本周辺の候選延国の中蔓延国化を図る。アジア太平洋結核対策イニシアティブとして戦略的に実施。

日本などが開発する新薬・新規保健技術へのアクセス改善：日本や他のアジア先進国などで開発された新薬・新規診断・医療技術の途上国における迅速な普及促進のための統合的な政策の策定と実施。

栄養改善のための農業；孤児作物の見直し：特定の地域で栄養価の高い昔から摂取されてきた現地にあった作物で、近代的な生産の改良の対象などになっていない作物（孤児作物）を見直し、食料の安全保障や栄養改善にもつなげる。アフリカでは既にコンソーシアムなども。

日本での外国人医療の「医療通訳」の新設・拡充：増加する外国人労働者や旅行客がスムーズに安心して質の高い医療にかかれるように、医療通訳制度を設置・普及する。

貧困層の医療アクセスの向上のための統合的取り組み：低所得者層の国民健康保険・国民年金等へのアクセスの改善、生活保護制度「医療扶助」へのアクセスの簡便化を含め、各種制度を組み合わせ柔軟に活用する。

医薬品に関わる知的財産権保護の緩和：TPP や RCEP など二国間・多国間の貿易交渉において、途上国における医薬品アクセスの普及を妨げる知的財産保護制度の要求を取り下げ、安価なアクセスを支援する仕組み作りを主導

途上国の保健医療施設における水・衛生のアクセス改善：途上国の 38%の保健医療施設で水、19%で衛生設備へのアクセスなし。UHC 実現に向けて保健医療施設の水・衛生のアクセスの改善のため、①各国の現状を調査、②各国の UHC 関連政策の中に保健医療施設の水・衛生アクセスを重点課題として入れる、③保健医療施設の水・衛生改善プロジェクトを実施、④保健医療施設での水・衛生のアクセス改善の必要性を国際社会に発信。

パートナーシップですべての人によるトイレのアクセス実現：全ての人によるトイレへのアクセスの促進のためには、日本企業が活躍する安価なトイレのサプライチェーンに加え、人々がトイレを持続可能に使い維持管理するための「行動変容」が重要。トイレ技術・サプライチェーン構築分野で活躍する企業と、コミュニティに根付いて衛生習慣の普及に取り組む NGO がパートナーシップを組んでトイレの普及の加速化を実現。

優先課題 4. 持続可能な経済、社会、地域の実現

(政府優先課題) 3. 成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション

↑
即戦力

スポーツコミュニティの推進をマルチステークホルダーで取り組む：現行の TOTO くじを財源とした、総合型スポーツクラブの推進を、健康・コミュニティ形成・スポーツをしっかりと結び付けて行う。

途上国での適正技術（中間技術）の導入に関する二国間・多国間援助での支援。「最新技術」にこだわらず、地域のニーズに基づいた「中間技術」「適正技術」の地域での導入を支援するイニシアティブの形成

途上国の SME（中小・零細企業の事業及び起業）支援：日本企業への支援のみならず、途上国の SME の育成を支援する。

↑
パイプライン1

まちづくり条例への SDGs 視点の導入：すでにいろいろな施策が実施されているが、それらを SDGs 視点で捉えなおし、2030 年に達成する施策に置き直すことができるのであれば、置き換える。

ビジネスと人権国別行動計画の策定：国連のビジネスと人権 WG のガイドライン文書をベースとする国際水準の NAP 策定。形成プロセスでのステークホルダー参画に社会的に脆弱な立場にある人の参加を保証し、その声を反映する。

↑
パイプライン2

科学技術イノベーション（STI）の導入による倫理的・法的・社会的影響およびその政治的インパクトについての調査・研究の実施：今後 10 年の STI の導入は、個別の直接的メリットとは別に、大きな社会的変動を生じさせる。SDGs の「持続可能性」および「貧困・格差の解消」における STI の正負の影響について調査し、各方面でどのような政策が必要なのか、分野を超えた学際的な手法で検討する。

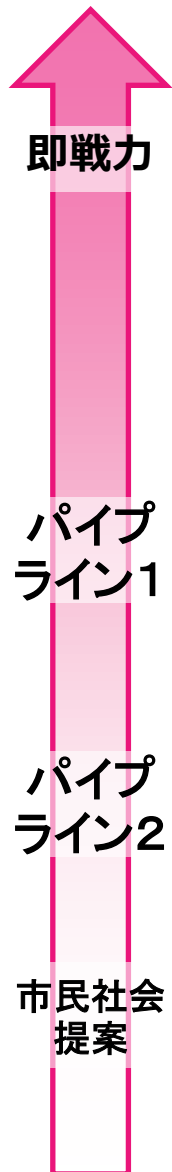
STI 導入の負の側面を克服し、新たな社会に移行する具体的方策の検討・策定と導入：STI 導入の負の側面としてすでに懸念されている大量失業、格差の拡大、再生不能資源の消費の拡大、人間疎外などについては、（1）教育・雇用・包摂、（2）希少金属のリサイクルの徹底、（3）再生可能エネルギーの効率性の飛躍的拡大等の技術イノベーション、（4）人々が自らの問題を発見し、主体的に取り組み、解決できるような地域・社会的コミュニティの形成や社会参画の拡大、など、とりうる政策的手段を総動員して、STI 時代の「新しい社会」への平和的移行に取り組む。NGO/NPO や協同組合、労働組合、宗教団体等、社会セクターと政府・企業等との連携を最大限強化する。

↑
市民社会提案

原子力発電所の廃炉および福島原発事故由来の放射性廃棄物処分に関する政策：原発を廃止し、これ以上使用済み核燃料が出ないようにするとともに、環境・人権と両立する使用済み核燃料処理政策を策定。地域および原発労働者等の人権、労働権、保健が守られる法・制度整備と運用、公論の形成が必要。

環境アセスメント制度における情報公開の徹底：現在、石炭火力発電所及び天然ガス火力発電所の新增設計画が国内で相次ぐ。環境アセスメント制度のもと事業者が公開する発電性能、大気汚染レベルや自然環境破壊などの情報が、縦覧期間終了後には非公開となり、だれもかかる情報にアクセスできなくなる現状は問題。周辺環境や住民の健康への影響について検討するための基礎資料である環境アセスメント図書は、縦覧期間終了後もすべて公開とすべき。

優先課題 5. 災害の防止と被害の軽減、生活に必要なインフラの確保 (政府優先課題) 4. 持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備



即戦力

パイプ
ライン1

パイプ
ライン2

市民社会
提案

災害時に取り残されがちな「住民・地域」における備えの強化を中心とする「防災 4.0」未来構想プロジェクトの実施：特に、ジェンダーや多様性の視点を入れた自主防災組織による避難訓練や避難所の整備、復興期における多様な課題への対応など。

行政・NPO・災害ボランティアの連携・協働の全国規模での制度化。

地方自治体への防災・減災施策と障害者自立支援法とを関連づけて、障害者の参画に基づいた防災政策を実現：現在は、災害に関わる「事業継続計画」の義務化は進展しているが、障害者自立支援法・子供関連の法律との関連性がない。

ジェンダー視点を有する「防災スペシャリスト」の養成：内閣府が実施している国や地方自治体職員向けの「防災スペシャリスト養成講座」のプログラムに、ジェンダーの視点を取り入れる。ジェンダー別の統計に留意するなど、ジェンダーの視点をもった「防災スペシャリスト」を養成することで、これまで取り残されがちであった人々への支援を拡大させる。

途上国での有償資金協力によるインフラ支援の改善：社会環境配慮ガイドライン等の順守、インフラ案件に関する地域住民の参画の保障、インフラ支援に関わる反腐敗メカニズムの整備、現地のニーズに合った適正技術の導入

「防災推進国民会議」の構成団体に、防災・減災に取り組む市民社会組織を加える：現状では、40団体の中で日本障害フォーラム（JDF）が参加するのみ。

地域コミュニティにおける防災対策事業や災害前の復興計画作りに資金を計上する：内閣府の事業である「事前防災・減災推進のため、地震・津波防災に係る国民運動の推進、防災スペシャリストの人材の育成、訓練の充実」に加えて行うべき。

防災に関する開発協力において、防災インフラ（ハード）だけではなく、ソフトの導入や、ODA を通じた普及を行う：例えば、災害ボランティアセンターや自主防災組織などの仕組みを海外に伝えるなど。その際に日本のNPO/NGOの参画を図る。

原発に関わる地域住民参加：原発の運用及び原発事故・災害の対応において、少なくとも立地 30 キロ圏内の自治体や住民が意思決定に参加できる仕組みを整備する

原子力防災の訓練や研修に、市民社会組織の知見を反映させる：例えば、福島ブックレット委員会冊子を活用した原発立地地域の住民向け研修の実施など。

優先課題 6. 省エネ強化、再生可能エネルギーへの転換、気候変動への取組、循環型社会の実現 (政府優先課題) 5. 省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会

パワーシフトの推進: 一般家庭、事業所・施設、自治体等が、自らが契約する電力会社を選択する際に、CO2 や大気汚染、核廃棄物等の環境負荷の低い電力供給を行う小売業者を選ぶように促す。自治体、国公立の教育機関・研究機関・公共施設等では、こうした電力調達方針をもつことを法律で義務付けるべき。民間企業、一般家庭についても環境負荷の低い電力会社を選ぶ努力義務を法律に盛り込むべき。

東京 2020 大会に向けた持続可能性の配慮: 東京 2020 大会を契機とした 2020 年以降の持続可能な社会づくりに向けた意識醸成と政策の可視化

食品ロスの削減に関する政策: まだ食べられるのに廃棄される食品が約 621 トンにものぼる「食品ロス」の削減への取り組みを法制化し、解決策を検討・実施。

開発協力における「女性とエネルギー」支援の主流化: 例えば、都市貧困層、農村貧困層の女性が自ら活用できる再生可能エネルギー等の導入、改良かまどやソーラーなどを活かしたエネルギーの導入、およびこれらをコミュニティで使いこなせるようにする支援

石炭火力発電や原子力発電の輸出政策から脱却し、開発協力において、エネルギー面の適正技術導入、再生可能エネルギー導入の支援を主流化: 途上国のエネルギー支援において「高効率」を含む石炭火力発電から脱却する。また、原発輸出は行わないことを宣言するなど。

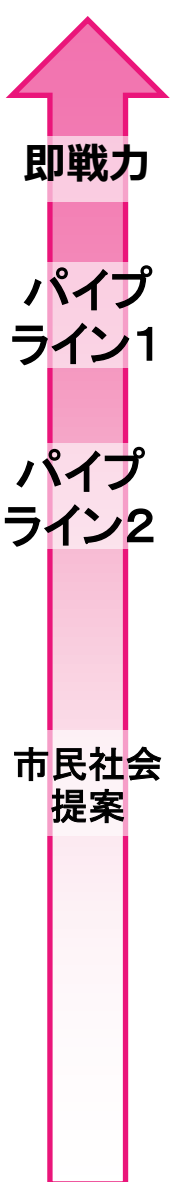
パリ協定の 1.5~2℃目標に沿うよう温室効果ガス排出削減目標の引き上げ: パリ協定では、工業化前からの地球平均気温上昇を 1.5~2℃未満にすることをめざすが、日本政府の 2030 年目標「2013 年比で 26%削減」は不十分。国連で実施中のタラノア対話を踏まえ、日本政府も 2030 年までの排出削減目標を大幅に引き上げる検討を開始する意思を示し、これを進め、実際に引き上げて国連に再提出することが必要。

カーボン・プライシング施策の導入: 日本の温室効果ガス総排出量の 9 割はエネルギー起源 CO2。総排出量の半分は、わずか 150 程度の大規模エネルギー消費事業所(発電所、鉄鋼等)から排出。このため、炭素(化石燃料)に価格付けを行い、省エネや再エネ導入に経済的インセンティブを付与するカーボン・プライシング施策(炭素税の税率引き上げ、キャップ&トレード型排出量取引の導入)を導入すべき。

自然エネルギー100%宣言の推進: 環境負荷の低い自然エネルギー100%にすることをめざす動きが広がっている。世界では、少なくとも約 50 の国、300 以上の自治体が 100%宣言を行っている。100%をめざす RE100 というビジネスのイニシアティブに日本企業を含む 131 社が参加。また、NGO などで行く自然エネルギー100%プラットフォームには、千葉商科大学などが 100%宣言を登録。日本でこの動きを広げるべき。

国内における石炭火力発電所の新増設規制・既設の廃止促進: パリ協定達成には、2017 年以降、CO2 を排出する火力発電は新増設すべきでないという研究あり。最新型でも天然ガス火力発電所の 2 倍の CO2 を排出する石炭火力発電所の新増設計画が国内で 36 基あり、日本の今後の排出削減目標達成・引き上げの足かせになる。石炭火力の新増設を規制し、既設のものも含め脱石炭を進める政策導入が必要。

途上国における火力発電所(特に石炭)の新増設支援の中止: 日本政府が成長戦略に位置付けている途上国への火力発電インフラ輸出は、膨大な CO2 排出や環境汚染が懸念され、計画に反対する住民を不当逮捕する等の人権侵害も発生。日本政府は火力発電インフラ輸出政策を撤回し、JBIC、JICA、NEXI による支援をただちに中止すべき。



優先課題 7. 生物多様性、森林・海洋等の環境の保全 (政府優先課題) 6. 生物多様性、森林、海洋等の環境の保全

即戦力

※「即戦力」および「パイプライン1」にあたる政策については検討中

パイプライン1

海洋ごみ・プラスチック対策: プラスチック製品の減量化に早急に取り組み、海洋汚染、化学物質汚染を減少させる。

自然資本の価値向上: 自然資本、生態系サービスを保有することが豊かな地域・国づくりに欠かせないという意識を醸成する。

自然共生型社会の実現: 自然の豊かさによって、文化・文明、人間の心の豊かさが醸成されるという意識を醸成する。

フェアウッド導入のための法制化: 違法伐採はその国の汚職や人権市内に繋がっているケースが多い。日本はそうした木材の輸入に関してより厳しい規制をつくるべき。「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」が2016年5月に成立したが、「規制法」でなく「促進法」の枠組みとなったため、手放しに国内市場への違法伐採木材の流入を防ぐ効果を期待することはできず、新法制定の効果は今後の事業者自身の取組みに大きく左右される。

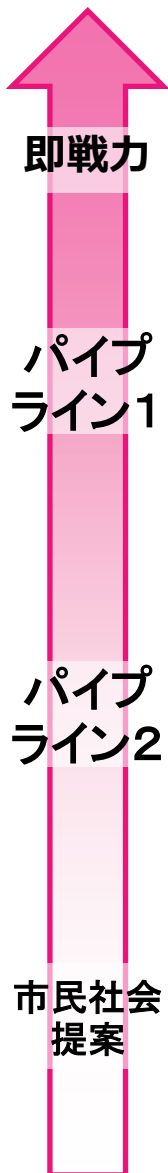
主要作物種子法廃止に関して、国内の種子を守るための政策転換を: 種子は生物多様性の根幹をなすものであるが、2018年4月に種子法が廃止された。これにより、各地域が推奨する(米を中心とする)種子を維持していくための予算が減らされる。一方、安く種子を生産・販売できる大企業が特定の種子を独占的に販売することにつながるという懸念もある。

パイプライン2

原発・化石エネルギーに関する政策転換: 安全なエネルギー政策への大胆な転換のための総合的なエネルギービジョンをつくる。

市民社会提案

優先課題 8. 平和、参加型民主主義、透明性と責任、司法アクセス (政府優先課題) 7. 平和と安全・安心社会の実現



子どもに対するあらゆる暴力の撤廃、
Global Partnership to End Violence
against Children (GPeVAC) パスファ
インダー国としての、自国における取り
組みおよび他国における取組支援の強化

「政治分野における男女共同参画法推進
法」の成立と具体的な施策の実施：法律
の成立させたうえで、世界が目指すパリ
ティ（平等な参加）を具体的に実現する
政策を導入する。例えば、クォータ制の
導入、議員の出産休暇制度、育児との両
立支援などの具体的施策。

差別・偏見や法制度の不備により人権が
十分に保障されていない人口層の人権確
立とエンパワーメント：LGBTをはじめ、
十分な人権状況を享受できていないコミ
ュニティについて、各国における人権状
況改善の状況を把握・普及し、法整備支
援、社会的認知の支援などに取り組む。
当事者組織・NPOと連携。

日本国内の各種政策における「人間の安
全保障」の導入：発展途上国のみではな
く国内の政策のベースとして「人間の安
全保障」の理念を活用し、その考え方を
国内政策にも積極的に導入する。

国際協力での汚職防止、民主主義構築支
援。特に、より積極的に市民社会の参画
や市民の政治的権利の保障を含む、民主
主義制度の構築の支援や、選挙の公正性
担保の支援の強化など。

刑法改正により性交同意年齢を「13歳未
満」から引き上げる。これにより、ジェ
ンダーに基づく暴力への規制を強化する
とともに、少女の性的搾取を許さない法
環境を構築する。

難民支援：国際的な水準に合わせ、受け
入れ人数を増やす。現行で過剰に厳しい
難民認定の審査の基準を見直す。入管行
政における人権侵害をやめ、難民申請者
が人間らしい生活を送り、必要な医療を
受けられる環境を作る。難民申請者の情
報を吐く外国の政府に渡さない。

刑法改正により暴行・脅迫要件を緩和す
る：現行の強姦罪における「暴行・脅迫」
要件を緩和し、性暴力における加害者の
処罰を容易にする。

他国への武器輸出や他国での平和人材育
成に関する政策：「平和のための能力構
築」の名の下で軍事的な協力が実施され
たり、「防衛装備輸出三原則」で武器輸出
や武器の国際共同開発に参入している状
況を改め、武器の輸出を禁止し、多国間
の武器開発から撤退する。

開発協力における、健全な民主主義に不
可欠な市民社会活動の自由を保障する
法・社会制度構築支援の重点化：国・地
域レベルの NGO ネットワークに対する
支援、市民社会の活動スペースの拡大の
ための支援、現地 NGO と日本政府の ODA
政策に関する対話の促進等

優先課題 9. 全ての人のパートナーシップによるSDGsの実現 (政府優先課題) 8. SDGs実施推進の体制と手段

<p>不正資金流出の防止に向けた制度構築や取り組みの支援・能力強化：現行の BEPS (税源浸食と利益移転)に関する取り組みをより積極化する。</p>	<p>(再掲) 地方自治体への防災・減災施策と障害者自立支援法とを関連づけて、障害者の参画に基づいた防災政策を実現する。現在は、災害に関わる「事業継続計画」の義務化は進展しているが、障害者自立支援法・子供関連の法律との関連性がない。</p>	<p>(再掲) スポーツコミュニティの推進をマルチステークホルダーで取り組む：現行の TOTO くじを財源とした、総合型スポーツクラブの推進を、健康・コミュニティ形成・スポーツをしっかり結び付けて行う。</p>	<p>(再掲) 地方自治体ですでに実施されている、地域の女性活躍に関する施策の評価を、地域の女性自身が行う：女性活躍推進法に基づいて展開されている施策の認知度が低い。当事者の視点からの「女性活躍」の施策の評価や提案を行い、地域の政策におけるジェンダー主流化の実現を目指す。</p>	<p>(再掲) SDGs の推進と障害者権利条約の履行：SDGs の推進において、障害者が取り残されないためには、まずは障害者基本計画の内容に即した形で、SDGs の実施計画を立てる必要がある</p>	<p>社会的脆弱性を持つ人々のエンパワーメントや状況改善のためのプロジェクトを日本の NGO が実施する。外務省「NGO 連携無償資金協力」、JICA「草の根技術協力」の積極活用のためのイニシアティブを形成</p>
<p>SDGs 推進円卓会議の積極開催によるマルチステークホルダープロセスの強化：既存の「年 2 回、推進本部会議の数週間前に開催」というだけでなく、SDGs に関わる重要な政策形成に向けて、より積極的に開催する。また、分科会の設置なども検討する。</p>	<p>ESD・環境教育の推進：実施指針にあるように、学校教育だけでなく、家庭、職場、地域、学校等のあらゆる場での実施の促進や教材の改善・拡充を行う。「ESD の推進」の文言のみならず、教員の育成や教材の支援、職場や地域、家庭で ESD をすすめるための方策についても言及すべき。</p>	<p>SDGs の育成に資する人材育成の強化：「SDGs 達成のための人材育成」について、ユネスコ関連のみならず、アクションプランの「⑧実施推進の体制と手段」にも追加し、学校教育だけでなく、より広い市民社会との連携・協力を明示する必要がある。</p>	<p>自治大学校における SDGs 教育：NPO との協働については自治大学校のカリキュラムに入っているが、SDGs については入っていないので導入し、自治体の政策を作る職員が SDGs への認識を持つようにする。</p>	<p>地方自治体で実施されている、優先課題 1～8 に関する施策のベースライン調査への予算措置：地方自治体での施策に関わる調査研究について、産・官・学・市民の連携に基づき、SDGs 視点から見直し、予算を付けて実施</p>	<p>開発協力における、格差・不平等を克服する税制構築支援・税務執行支援・社会保障等制度支援：UHC 支援の教訓を踏まえ、より総合的な税制・社会保障の制度構築支援を重点化する。また、これにより、開発に向けた途上国の国内資金動員を促進する。</p>
<p>グローバル連帯税の導入：航空券連帯税、金融取引税、航空・船舶輸送税、電子商取引税等を含む国際連帯税の導入を世界的に推進する。</p>		<p>SDGs の進捗に関するフォローアップ、効果測定の方法を開発・開示：政府が、アクションプランに掲げられている政策がどのように実施されているかの進捗を共有する。それぞれのプランがどの程度効果を上げているかアウトカムベースでセルフチェックする。</p>		<p>NPO/NGO との連携の拡大：NPO/NGO との連携は、SDGs 関連政策の策定およびモニタリング、ならびに SDGs 関連施策の実施の両面において重視されると明記すべき。NPO/NGO が SDGs 達成のための重要なパートナーであることを認め、NPO/NGO の組織能力強化の支援策が言及されるべき</p>	
<p>「貧困・格差をなくす」「持続可能な社会・経済・環境の構築」に関する国際・国内の指標の策定：先進国である日本などの貧困・格差、人権、人間の安全保障、持続可能性などについては、SDGs のグローバル指標ではたりず、より適切に現状把握やモニタリングをする指標が必要。こ</p>	<p>(再掲) SDGs 推進における社会的脆弱層の参画の強化：これまでの円卓会議での検討に加え、女性・LGBTQ、子供、障害者、外国人等、様々な脆弱な立場に置かれた人々たちを含む、ステークホルダー会合を持ち、その議論を SDGs 推進の政策面で主流化する。</p>	<p>若者の政策決定への参画促進：若者が自分の関係する政策の策定に参画。若者の投票率が低い状況で、選挙を通しての政治参加に加え、政策策定にも参加を促す。それにより、政策に若者のニーズが反映されることを期待する。若者の意見を吸い上げるだけでなく、政策の実現のための</p>	<p>国際協力省の設立と開発協力に関わる機構・仕組みの再編：SDGs への取り組みを強化するため、国際協力を外交から切り離し、専門の省庁を設立する。</p>	<p>ODA の GNI 比 0.7% 抛出のための工程表の策定：グローバルな再分配の実現の一つの方法として、先進国の責務として果たさなければならぬ課題である</p>	<p>NGO の国際協力の地位を上げるため、担当部署を再編：短期的には、外務省民間援助連携室を民間援助連携課とし、SDGs 達成に不可欠なアクターである NGO の主流化の必要性に鑑み、権限を強化する。</p>

即戦力

パイプライン1

パイプライン2

市民社会提案